

三田市農業共済条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第70条の30 省略 (共済掛金率)</p> <p>第70条の31 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分(法第120条の23第1項の施設区分をいう。)ごと及び施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別ごとに、第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第1項の園芸施設基準共済掛金率と同率とする。</p> <p>(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)</p> <p>第70条の32 市長は、園芸施設共済の共済掛金率、共済金額、加入者負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを市役所に備えておかなければならない。ただし、当該一覧表の内容を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、及び保存したときは、その作成及び備置きを行わないものとするができる。</p> <p>2 市長は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならない。</p> <p>3 園芸施設共済加入者は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第70条の30 省略 (共済掛金率)</p> <p>第70条の31 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分(法第120条の23第1項の施設区分をいう。)ごと及び施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別ごとに、第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第1項の園芸施設基準共済掛金率と同率とする。<u>ただし、法第120条の23第3項の規定による危険段階別の共済掛金率を定める施設区分及び当該施設区分に係る園芸施設共済の共済目的等による種別については、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び同条第2項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、同条第3項の規定による園芸施設危険段階基準共済掛金率とする。</u></p> <p>(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)</p> <p>第70条の32 市長は、園芸施設共済の共済掛金率、<u>各危険段階に属する園芸施設共済加入者の氏名又は名称(園芸施設共済加入者たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下この条において同じ。)</u>及び住所、共済金額、加入者負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを市役所に備えておかなければならない。ただし、当該一覧表の内容を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、及び保存したときは、その作成及び備置きを行わないものとするができる。</p> <p>2 市長は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならない。<u>ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。</u></p> <p>3 園芸施設共済加入者は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。<u>ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>